



## パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_\_ 〇〇 〇〇 \_\_\_\_\_ 様  
( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 )

\_\_\_\_\_ 〇〇 〇〇 \_\_\_\_\_ 様  
( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 )

住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

宣誓日 \_\_\_\_\_

交付番号 \_\_\_\_\_

三原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に  
基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日



三 原 市 長

## パートナーシップ宣誓書受領カード

三原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、  
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓者

【本人】

氏名

〇〇 〇〇

( 年 月 日生)

住所

宣誓日 年 月 日

交付番号

【パートナー】

氏名

〇〇 〇〇

( 年 月 日生)

住所



三原市長 印

### 特記事項

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）

【本人】

【パートナー】

### 注意事項

〇次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領カード  
を返還してください。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを  
解消したとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓が無効になったとき。
- (4) 宣誓の対象者の要件を満たさなくなったとき。

〇次の場合には、宣誓は無効になります。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (2) 宣誓の対象者の要件を満たさなくな  
ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、宣誓者が  
宣誓に関する条件に違反すると市長が認め  
たとき。

### 受領カードの提示を受けられた方へ

三原市では、三原市人権教育・啓発推進計画の基本理念である「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会を実現し、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図っていくこと」を目的として、本制度を実施しています。本制度は、法的効力を発生させるものではありませんが、受領カードの提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

イメージ